群馬県在籍型出向等支援協議会 第１回会議 次第

令和 3 年 6 月 22 日（火）14:00～15:30
群馬県市町村会館　大会議室

１　開会あいさつ

２　議　事

（１） 協議会の設置について

（２） 群馬県内の雇用情勢

（３） 雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況について

〔質　疑〕

（４） 産業雇用安定助成金について

（５） 群馬県内の出向状況

〔質　疑〕

（６） 関東経済産業局における出向に係る取組等

（７） 在籍型出向に係る今後の連携のあり方

〔意見交換〕

３　閉会

群馬県在籍型出向等支援協議会
第１回会議　資料一覧

《資料１》　協議会の設置について

○ 群馬県在籍型出向等支援協議会　設置要綱（案）

《資料２》　産業雇用安定助成金について（群馬労働局）

○「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等

《資料３》　群馬県内の出向状況（産業雇用安定センター）

○ 産業雇用安定センターについて
○ 出向・移籍支援状況

《資料４》　関東経済産業局における出向に係る取組等（関東経済産業局）

○ 在籍型出向支援に関する取組

《資料５》　在籍型出向に係る今後の連携のあり方

○ 在籍型出向に係る連携・支援スキーム（案）
○ 在籍型出向送出・受入情報シート（案）

《資料１》

協議会の設置について

（群馬労働局）

群馬県在籍型出向等支援協議会　設置要綱（案）

1　目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、群馬県在籍型出向等支援協議会（以下「地域協議会」という。）を設置・開催する。

2　構成員等

地域協議会は、別添に掲げる団体・機関により構成する。

なお、地域協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3　協議事項

地域協議会は次に掲げる事項について協議する。

（1）　地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。

（2）　地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。

（3）　地域における関係機関間の連携に関すること。

（4）　地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。

（5）　各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。

（6）　その他必要な事項に関すること。

4　事務局

地域協議会の事務局は、群馬労働局職業安定部に置く。

5　その他

（1）　地域協議会の議事については、別に地域協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。

（2）　この要綱に定めるもののほか、地域協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

群馬県在籍型出向等支援協議会　構成団体・機関

	所　　属
〈経済団体〉	一般社団法人　群馬県経営者協会
	群馬県中小企業団体中央会
	一般社団法人　　群馬県商工会議所連合会
	群馬県商工会連合会
〈労働者団体〉	日本労働組合総連合会　・群馬県連合会
〈金融機関〉	株式会社　群馬銀行
	株式会社　東和銀行
	桐生信用金庫
	ぐんまみらい信用組合
〈社会保険労務士会〉	群馬県社会保険労務士会
〈出向支援機関〉	公益財団法人　産業雇用安定センター 群馬事務所
〈行政機関〉	群馬県　産業経済部
	経済産業省 関東経済産業局
	国土交通省 関東地方整備局
	国土交通省 関東運輸局
	群馬労働局（事務局）

《資料２》

産業雇用安定助成金について

（群馬労働局）

「産業雇用安定助成金」の計画届受付実績等

群馬労働局

- 令和３年６月18日時点で４件（出向予定者数計：14人）の計画届を受理。（支給申請：０件）
- 制度そのものや、支給要件に関する問い合わせは一定程度あるものの、現時点では雇用調整助成金の申請を選択する事業所が多いため、計画届の提出までには至っておらず、実績は低調。
- 今後は、出向先への助成、出向初期経費が支給される等、雇用調整助成金とは異なるメリットを周知・説明を徹底し、利用拡大を図る。

「産業雇用安定助成金」計画届　受付一覧

令和３年６月18日時点

No.	出向元	出向先	出向期間	期間	対象労働者	備　　考
1	製造業 →	製造業	2021.4～2021.9	6か月	8人	電気機器の製造・修理・販売等を事業としているが、新型コロナの影響で、受注の減少傾向が続き、雇用過剰になっている。今後も早期の回復も見込めないことから、同業種の事業所へ出向させ、雇用の維持を図りたい。
2	医療・福祉業 →	医療・福祉業	2021.5～2022.4	1年	1人	障害児童の療育支援事業を行っているが、新型コロナの蔓延により利用者が減少している。労働者の勤労意欲・士気の低下も懸念されるため、同業種の事業所に出向させ、雇用の維持を図りたい。
3	製造業 →	製造業	2021.5～2021.10	6か月	2人	自動車用部品の金型設計・製造を行っているが、受注量の減少により労働者を休業させたり、感染防止の観点からＷｅｂによるミーティングもおこなっているが、限界もあり雇用過剰になっている。労働者の勤労意欲を維持するためにも出向により雇用の維持を図りたい。
4	サービス業 →	サービス業	2021.6～2022.5	1年	3人	通訳業務を行っているが、コロナの影響で外国人が入国できず、業務が激減している。そのため、同業種の団体に出向させ、雇用の維持を図りたい。

《資料３》

群馬県内の出向状況

（産業雇用安定センター）

産業雇用安定センターについて

資料目次

- 公益財団法人産業雇用安定センターの概要　P.1
- 産業雇用安定センター業務運営状況（年度別）　P.2
- ２０２０年度出向・移籍成立状況（業種別、企業規模別、出向・移籍別、年齢別）　P.3～5
- キャリア人材バンク事業の概要　P.6
- 人材育成型出向等支援の概要について　P.7
- 雇用を守る出向支援プログラム２０２０　P.8

２０２１年６月

公益財団法人 産業雇用安定センター

http://www.sangyokoyo.or.jp/

公益財団法人産業雇用安定センター概要

1　設立目的等

○　産業構造変化、国際化の進展等に伴う労働力需給の変化に対応した**労働力の産業間、企業間移動の円滑化**に寄与するため、事業主等に対して、**出向・移籍による失業なき労働移動**に関する情報提供・相談・あっせん等を行う。

○　1985年（昭和60年）のプラザ合意を契機とした急激な円高による鉄鋼・造船不況に伴い、産業界が国の支援を得て、1987年（昭和62年）3月、13の**産業団体（※）が5，250万円の基本財産を拠出**して設立。

※　一般社団法人日本造船工業会、一般社団法人日本鉄鋼連盟、電気事業連合会、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人セメント協会、日本化学繊維協会、日本製紙連合会、日本石炭協会*、日本紡績協会、一般社団法人日本民営鉄道協会、一般社団法人日本船主協会

*1997年（平成9年）7月に解散し、一般財団法人石炭エネルギーセンターに統合

2　事業内容等

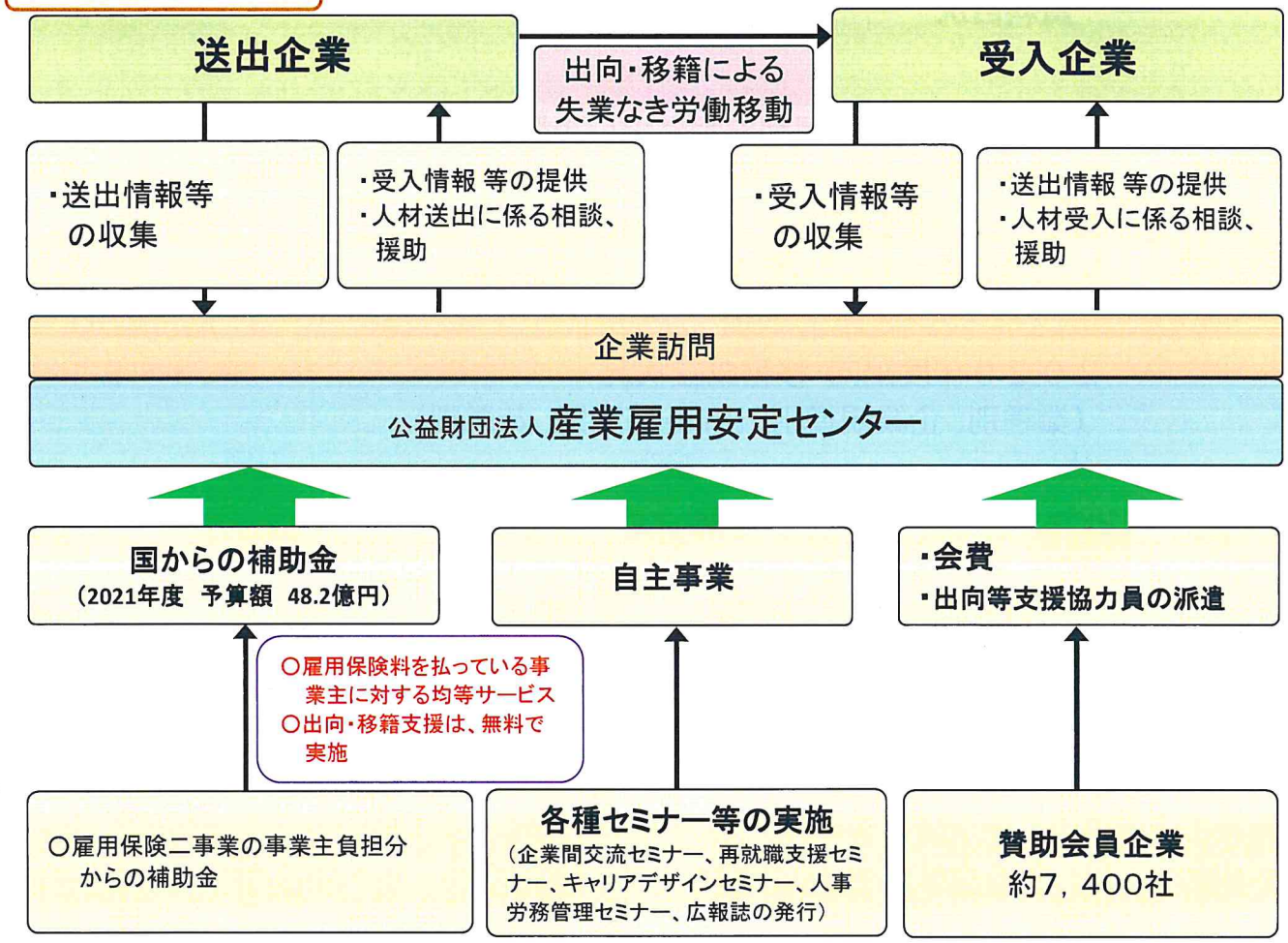

3　組織（職員数 720人）(2021.6.1 現在)

本　　部（職員数 48人）
（東京都江東区亀戸）

全国47都道府県事務所
（職員数 672人、
うち出向等支援協力員 528人）

4　政策目標値と実績

評価対象項目		2012年度（平成24年）	2013年度（平成25年）	2014年度（平成26年）	2015年度（平成27年）	2016年度（平成28年）	2017年度（平成29年）	2018年度（平成30年）	2019年度（令和元年）	2020年度（令和2年）	2021年度 5月末
事業所訪問件数	目標値	80,000	90,000	110,000	120,000	130,000	150,000	160,000	170,000	180,000	160,000
	実　績	98,253	110,264	129,509	147,587	168,358	190,839	187,490	175,508	104,262	27,938
成立率	目標値	49%	49%	60%	60%	61%	61%	64%	66%	67%	67%
	実　績	56.9%	65.8%	60.1%	61.3%	61.8%	69.5%	68.1%	63.1%	60.9%	73.0%

※成立率は2016年度（平成28年）よりキャリア人材バンク除く

公益財団法人産業雇用安定センター概要

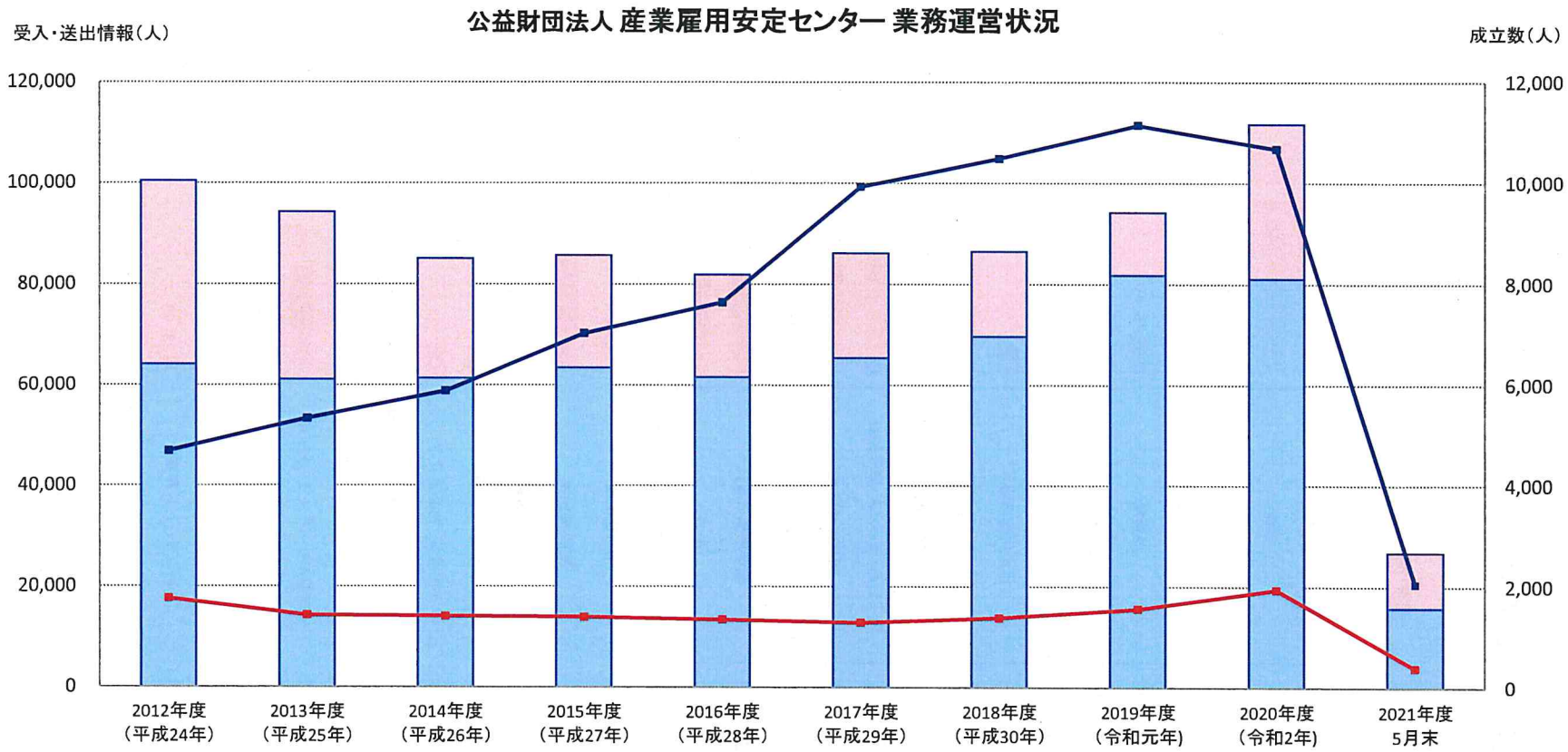

出向成立	3,629	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	1,093
移籍成立	6,413	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	1,590
成立合計	10,042	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	2,683
受入情報	46,858	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	20,478
送出情報	17,664	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	3,946

事業所訪問件数	98,253	110,264	129,509	147,587	168,358	190,839	187,490	175,508	104,262	27,938
成立率	56.9%	65.8%	60.1%	61.3%	61.8%	69.5%	68.1%	63.1%	60.9%	73.0%

※成立率は2016年度（平成28年）よりキャリア人材バンク除く

2020年度　業種別　出向・移籍別成立状況

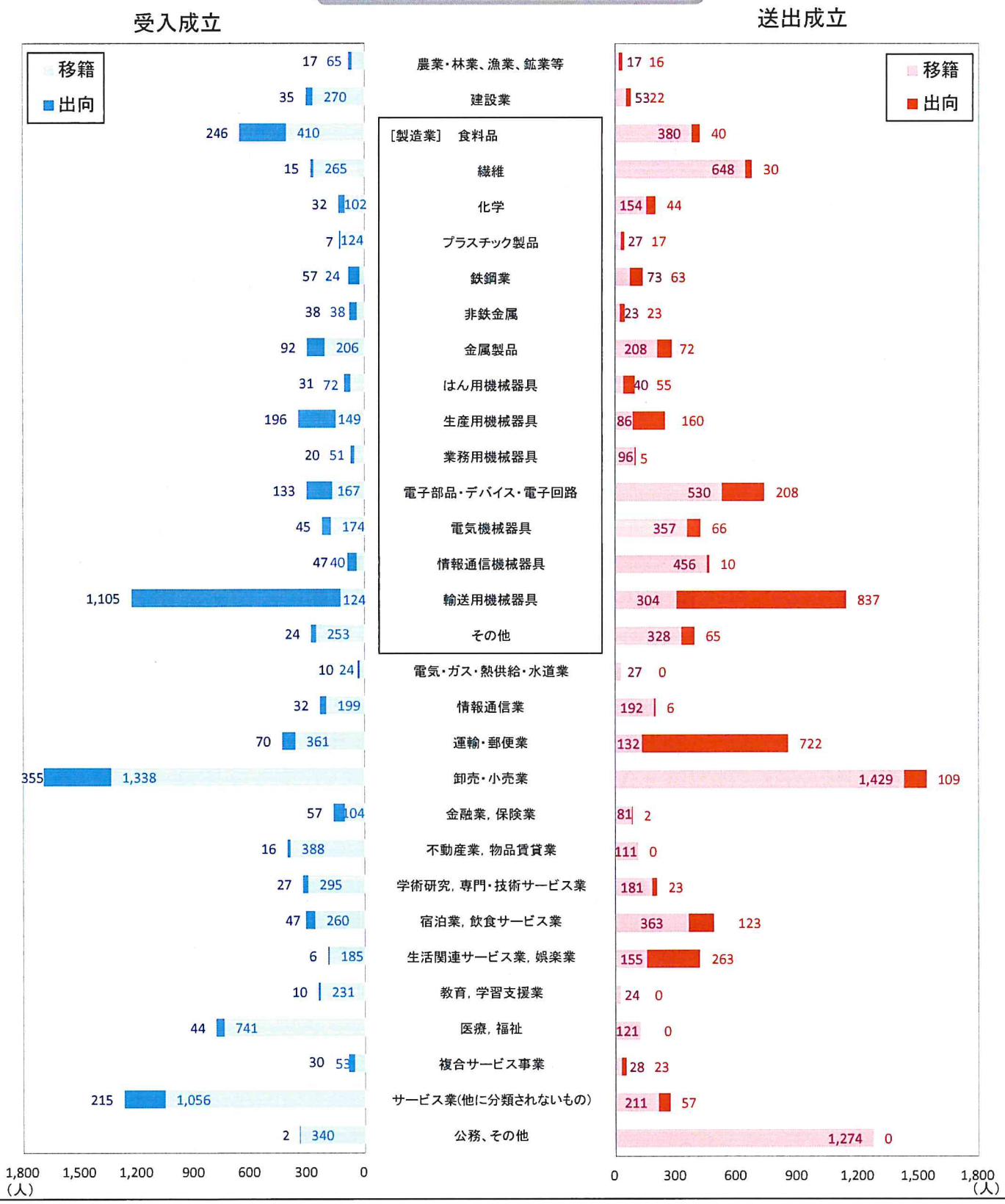

1. 成立数 11,170人のうち同一業種間成立数は 4,719人で、同一業種間の成立割合は 42.2%。
2. そのうち製造業は 3,146人で、66.7%を占めている。
3. 製造業内同一業種成立は 1,209人で 38.4%。61.6%は製造業内異業種への労働移動となっている。

企業規模別成立状況（2020年度）

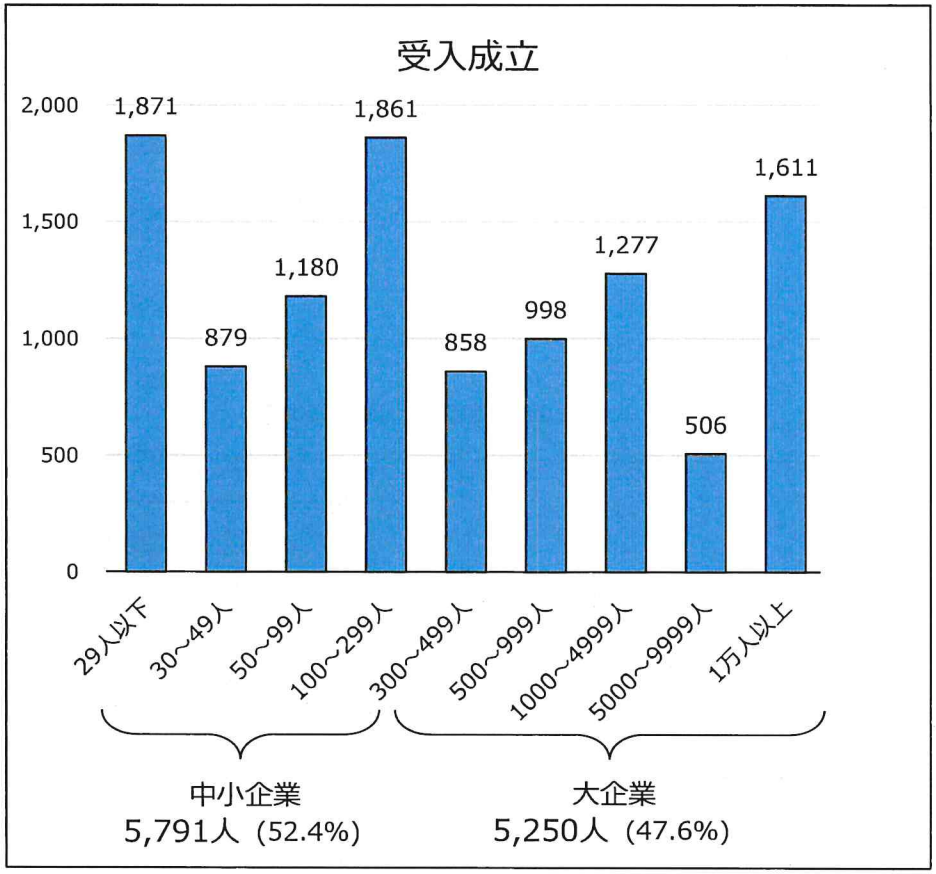

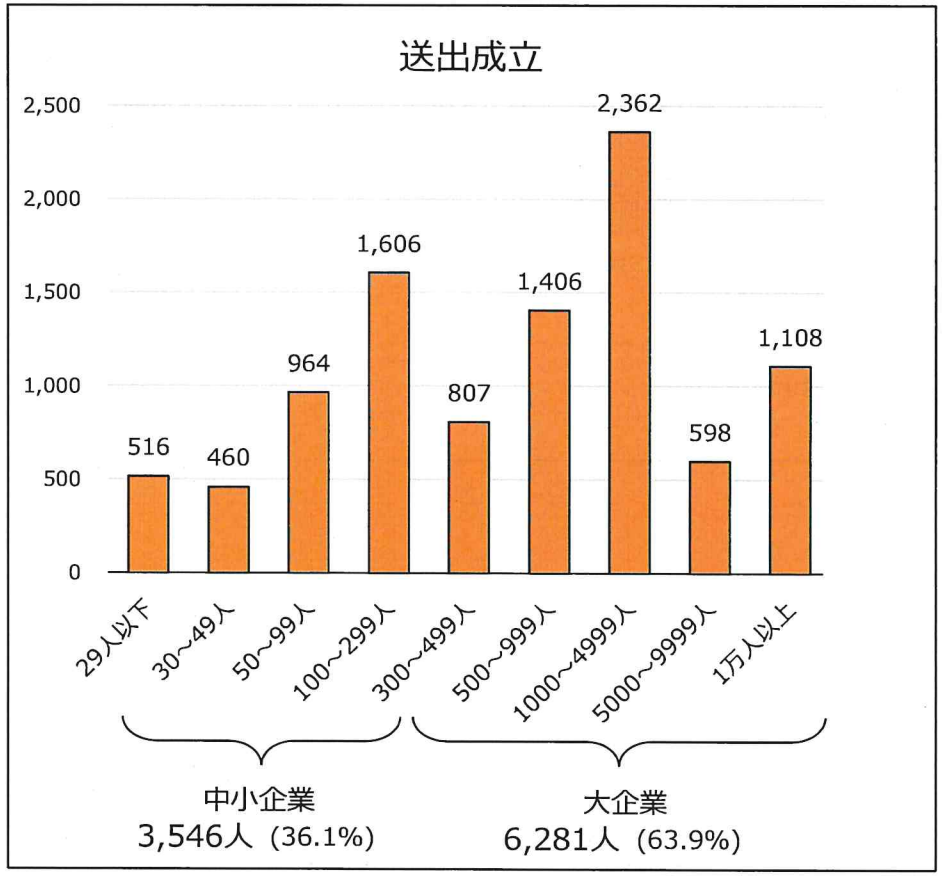

受入成立の割合は大企業（300人以上)より中小企業（299人以下）が約5ポイント多く、送出成立の割合では逆に大企業が中小企業より約28ポイント多い。

⇒総じて大企業から中小企業への労働移動となっている。

出向・移籍別成立構成比率

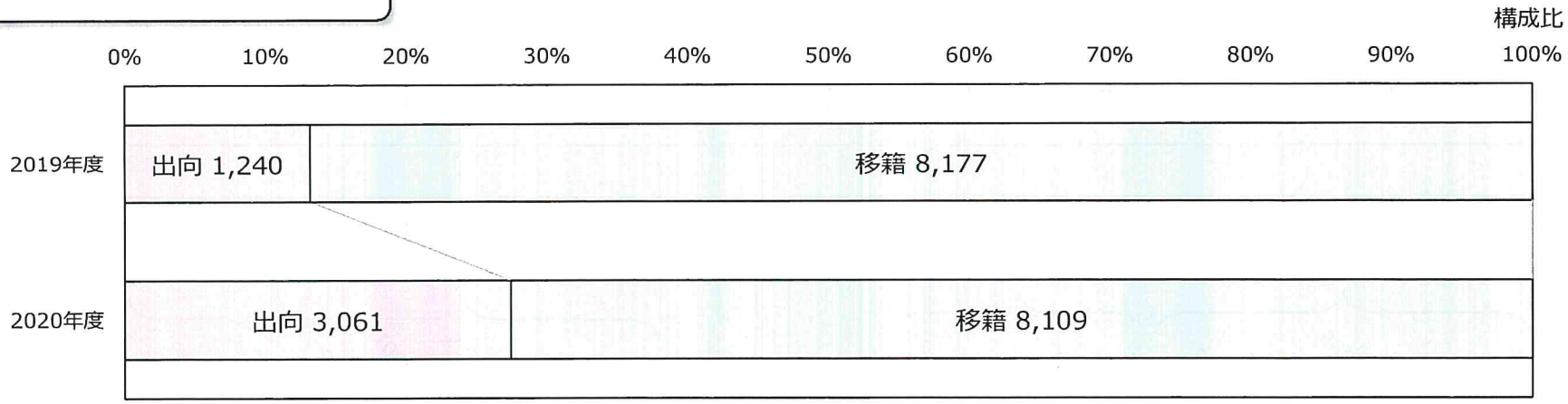

年齢別成立状況

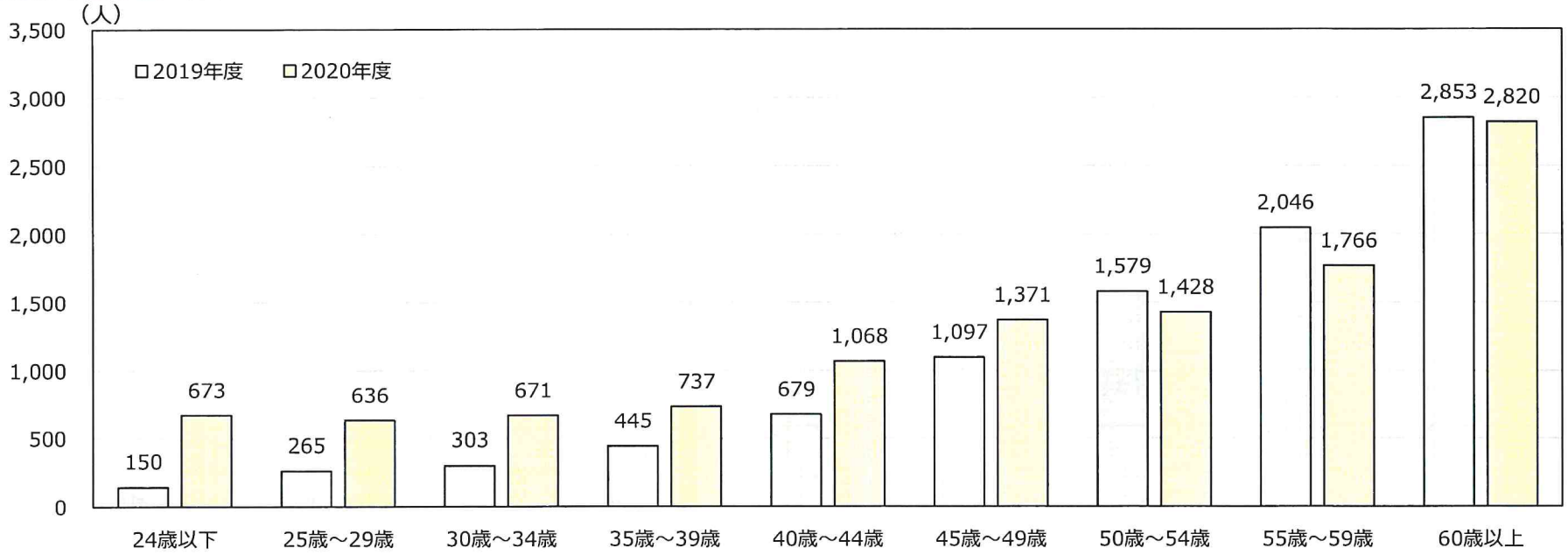

キャリア人材バンクの概要

国の一億総活躍プランに基づき、生涯現役社会の実現に向けて高齢者の就業促進を図るため、
その有する能力・希望等に応じて、65歳を超えて雇用が可能な企業に紹介してマッチングを行います

事業概要

登録者情報

自らの能力・経験を生かし66歳以降も働くことを希望する方

事業主経由での登録の場合	個人登録の場合
事業主様を通じてご登録ください	ご来所の上ご登録ください
対象者	**対象者**
60歳以上の在職者の方で **雇用契約期間の満了**（※）**後に再就職を希望する** ※定年、継続雇用終了、有期雇用契約期間満了により離職する場合をいいます	**60歳から70歳以下**の方で 下記のいずれかに該当する方 ・**在職者で再就職を希望する** ・**離職後１年以内の離職者で再就職を希望する**

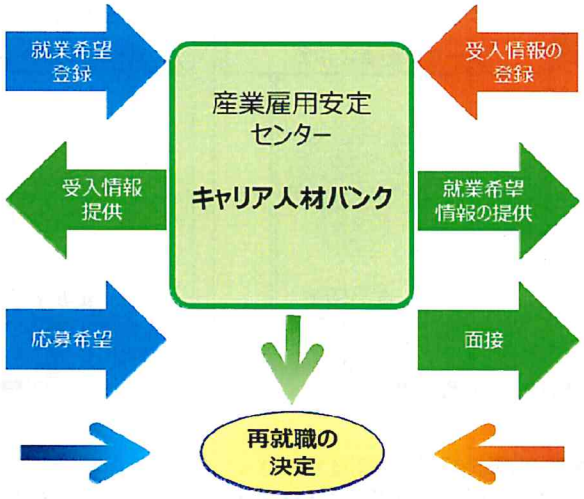

受入情報

高齢者の能力・経験の活用を希望する企業

以下のいずれにも該当する求人情報が対象です

①66歳以降も働き続けることが可能なもの

②採用者の能力・経験が生かせるもの

③採用後の雇用期間が１年以上見込まれるもの

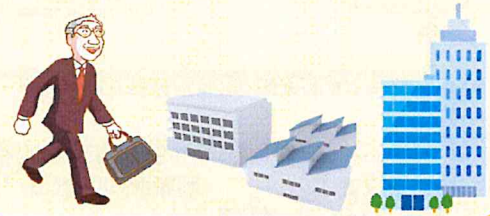

登録者・成立状況

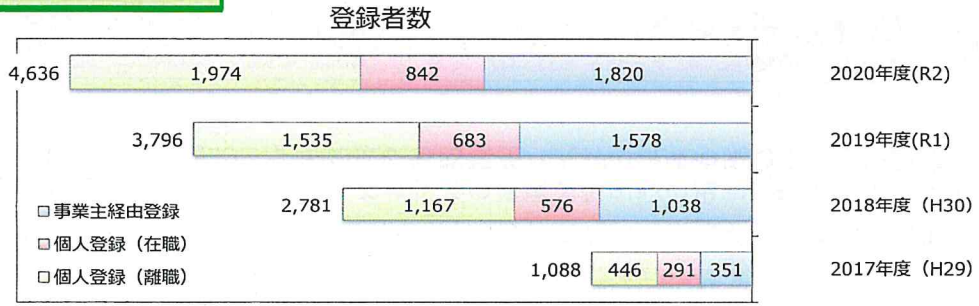

人材育成型出向等支援の概要について

・少子高齢化が進む中、働きやすい職場作り、多様な人材の育成、人材の最適配置と最大活用等が、企業の成長戦略にとって重要課題となってきています

・企業においては、従業員がこれまでのキャリアを活かし、主体的にキャリア・ステップアップへ挑戦することの後押しをすること、グループ外企業での就業を通して、従業員の能力開発や人材育成を図り、企業間の連携を強化すること等の重要性も高まってきています

・上記を踏まえ、センターは、これまでの雇用調整中心の出向支援に①キャリア・ステップアップ型出向と②人材育成・交流型出向を加え、出向支援の幅を拡大することで、企業の成長戦略課題（人材の育成や流動化（最適配置・最大活用））の解決に向け、出向・移籍の専門機関としての役割をさらに高めていきます

① キャリア・ステップアップ型出向

【ねらい】
- 企業人材の多様なキャリア・ステップアップへの主体的な挑戦を後押しする
- 本人のキャリアパスやライフプランに合わせた職域 拡大、UIJターン等を支援する

【メリット】
従業員本人のキャリア・ステップアップ

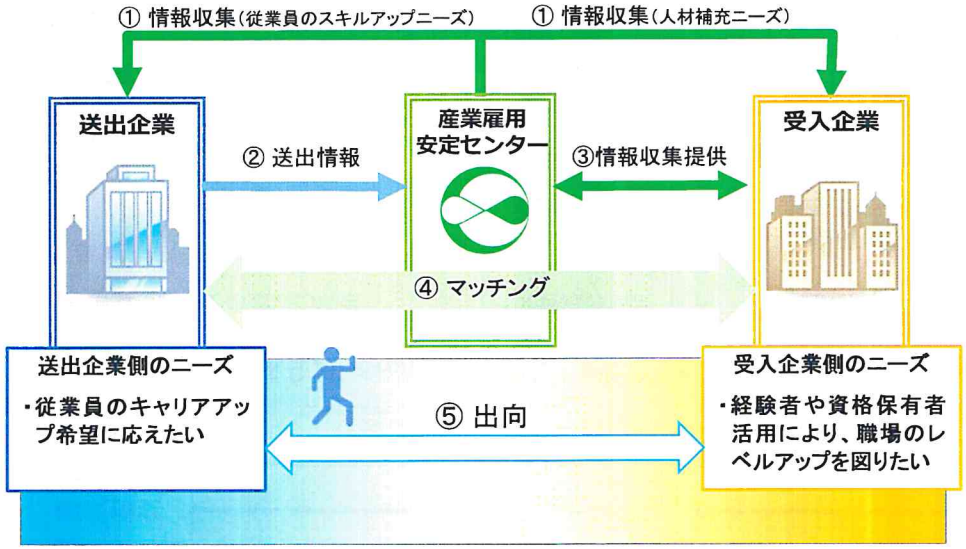

【対象者】
・これまでの職務経験等を活かし、更なる職域拡大に努めチャレンジする者等
・資格等を活かし全く異なる職種に挑戦する者等

【対象年齢（原則）】 30歳～59歳

【対象者の選定】 企業のキャリア相談時等に本人から申し出があった場合

【そ　の　他】 出向期間終了後に簡単なヒアリング実施

② 人材育成・交流型出向

【ねらい】
- 従業員の能力開発や人材育成。特に高度人材の育成により企業力の強化をはかる
- 人材交流を目的とした取組により、企業間の連携強化、人的結びつきの強化、組織の活性化をはかる

【メリット】
人材交流による企業力強化等

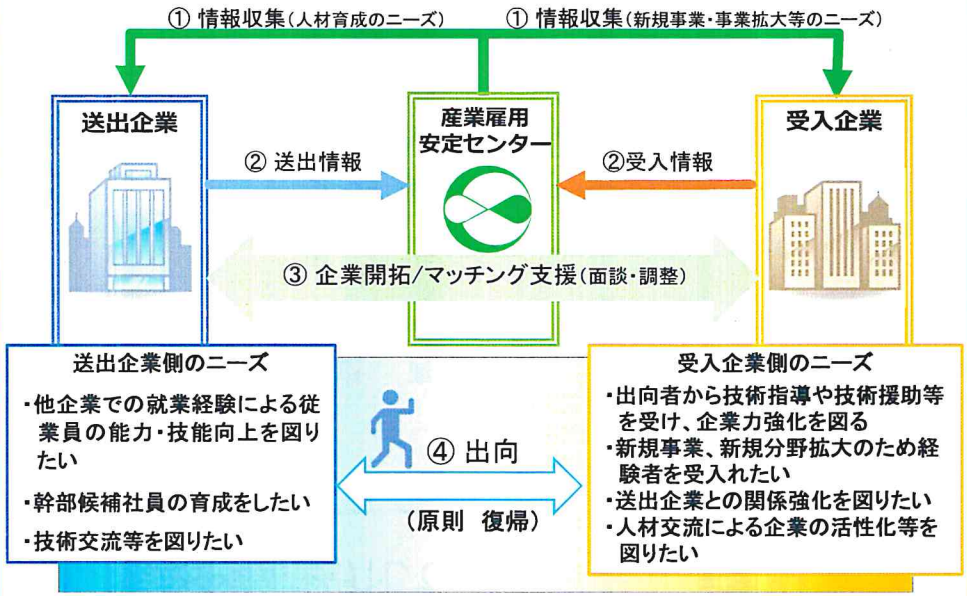

【対象者】
・企業の中で能力アップ、スキルアップの必要のある者等
・企業が計画する新規事業の企画・開発要員、新規分野の開拓推進のための適任者等

【対 象 年 齢】 年齢制限なし

【対象者の選定】・能力開発や育成を図りたい人材が中心（本人の同意が前提）

【そ　の　他】 出向期間終了後に簡単なヒアリング実施

雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して、従業員の雇用を守る企業を無料で支援します

公益財団法人 産業雇用安定センター

概　要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で雇用シェア（在籍型出向）を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。（以下「雇用を守る出向支援プログラム２０２０」をご参照ください）

雇用を守る出向支援プログラム２０２０

～ 雇用シェア（在籍型出向制度）を活用して一時的に休業している労働者の雇用を守ります～

産業雇用安定センターは、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に雇用過剰となった企業が雇用を守るために、人手不足の企業等との間で雇用シェア（在籍型出向制度）を活用した出向支援を無料で行います。

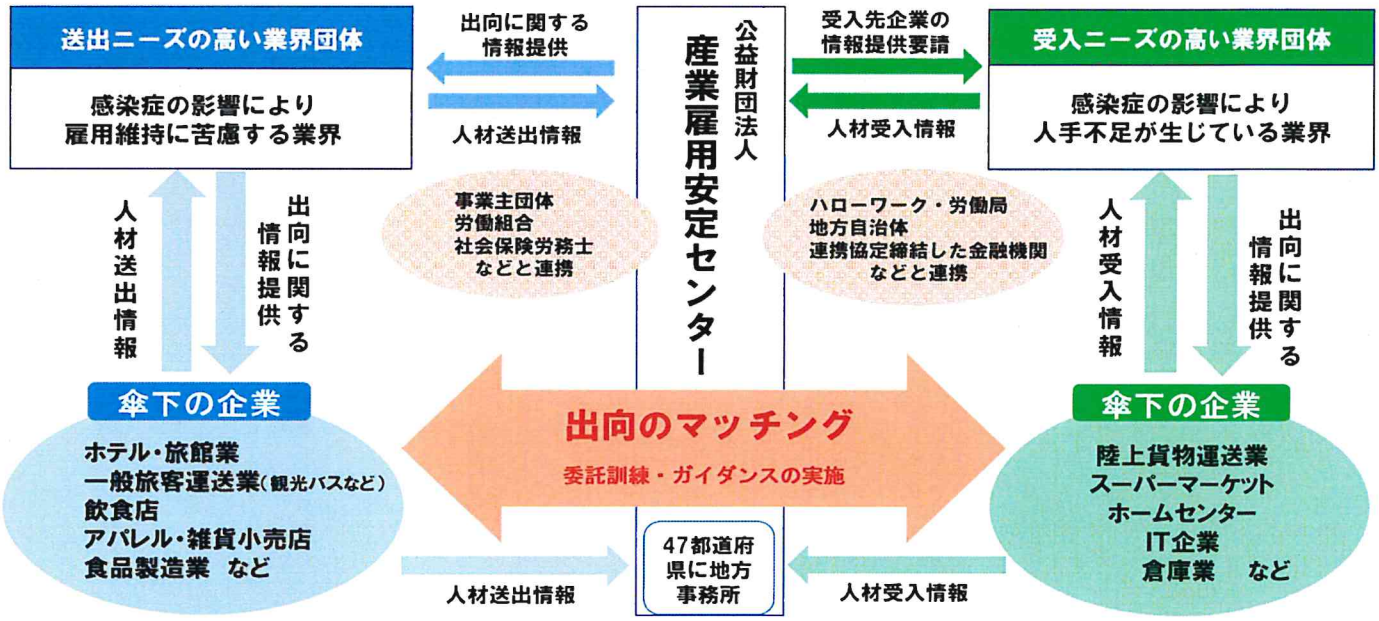

お問い合わせ先

全国４７都道府県の県庁所在地に当センターの事務所があり、無料にて企業からのご相談を承ります。

（センターＨＰ）

産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

公益財団法人 産業雇用安定センター

出向・移籍支援状況

（公財）産業雇用安定センター
群馬事務所

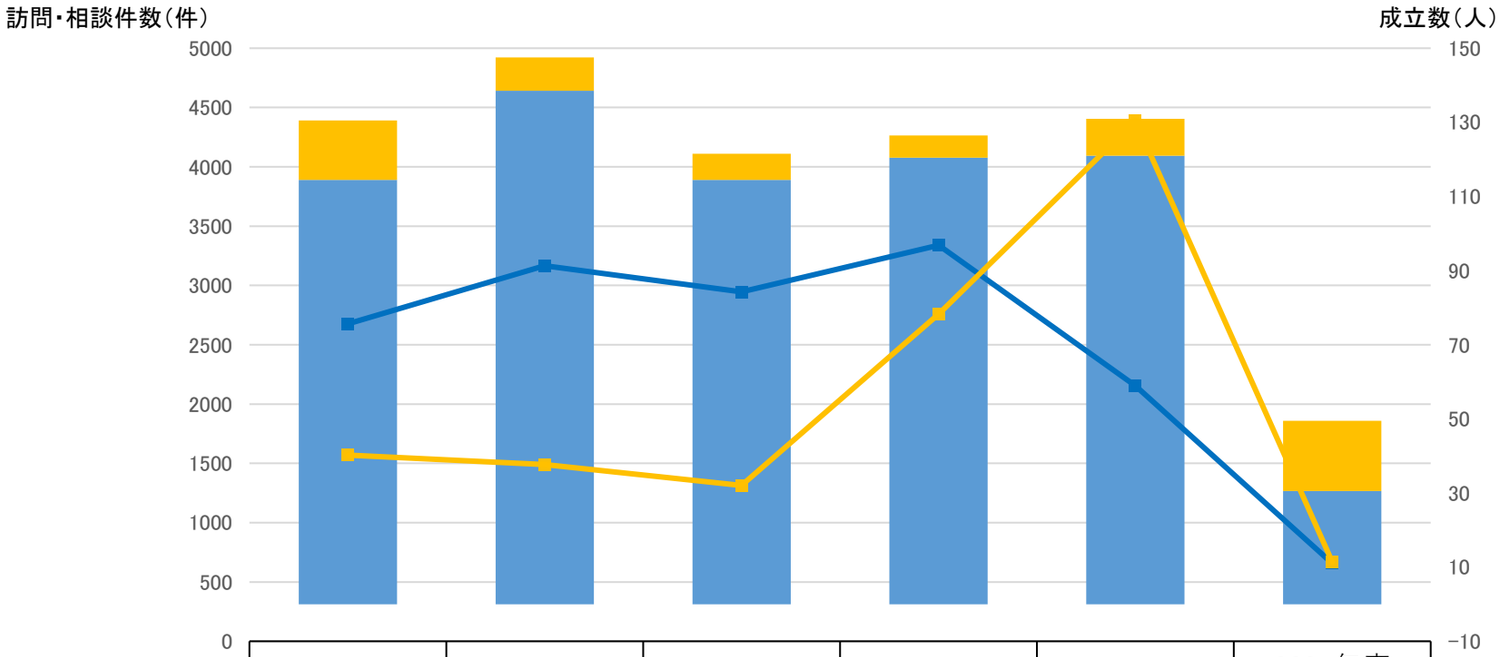

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度（５月末）
出向成立（人）	16	9	7	6	10	19
移籍成立（人）	115	139	115	121	121	31
訪問件数（件）	2675	3165	2945	3339	2153	657
相談件数（件）	1569	1489	1313	2759	4387	669

※2020年度出向成立10人のうち新型コロナ対象３人
※2021年度出向成立19人のうち新型コロナ対象19人

在籍型出向実績管理表　（新型コロナウイルス感染症の影響による出向）

群馬事務所

2020年度

送出企業	所在地	職種	人数	受入企業	所在地	職種	出向期間
A社	群馬県	製造職	３名	D社	栃木県	製造職	６か月

2021年度　　2021年5月31日現在

送出企業	所在地	職種	人数	受入企業	所在地	職種	出向期間
B社	群馬県	製造職	１１名	D社	栃木県	製造職	４か月
C社	群馬県	製造職	７名	E社	群馬県	製造職	６か月
C社	群馬県	製造職	１名	E社	群馬県	製造職	６か月

《資料４》

関東経済産業局における
出向に係る取組等

（関東経済産業局）

経済産業省
関東経済産業局

在籍型出向支援に関する取組

令和３年６月２２日
経済産業省 関東経済産業局

１．広域関東圏ポータルサイト「広域関東de人材シェア！」
（１）取組状況

- **関東経済産業局は、各都県、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携**し、広域関東圏都県内企業の一時的な雇用シェアニーズに対応するための**広域関東圏版ポータルサイト「広域関東de人材シェア！」を、令和２年１０月に開設**。
- 送出・受入企業は、**ポータルサイトから、送り出し・受入職種や希望人数等の情報を登録**。受入企業のうち、希望する企業は、ポータルサイトに求人情報を掲載。**各都県の産業雇用安定センターは、マッチングを希望する送出・受入企業との企業間マッチングを実施**。
- 今年度は、**在籍型出向に限定したポータルサイト**を５月１４日に開設。

広域ポータルサイト企業登録実績

【令和3年3月31日時点】

●プレビュー数：51,858　件
●受入希望企業数(求人企業掲載数)
　：221件（群馬県:10件）

マッチング成立実績

【令和3年6月1日時点】

●マッチング成立件数：7件
送出：製造業2社、旅行会社3社、サービス業1社
受入：製造業、自治体、小売業

「広域関東de人材シェア！」の支援スキーム

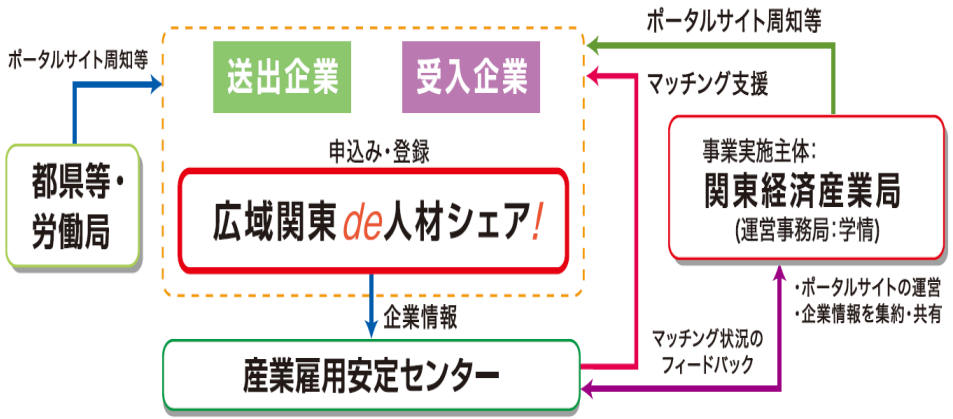

※広域関東圏(1都10県):茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
※本支援の対象は、産業雇用安定センターが支援可能な案件に限ります。
※都県により一部スキームが異なる場合があります。

（２）マッチング成立実績①

- マッチング成立件数７件のうち、**自治体が受入れ先となっているケースが４件**。

＜事例１～３＞　旅行会社 ⇒ 自治体

送出企業：旅行会社３社

- **阪神トラベル･インターナショナル(株)(東京都)**
- **(株)阪急阪神ビジネストラベル（大阪府）**
- **旅行会社（大阪府）**
  （従業員：3,000名程度）

出向期間：１１か月
出向人数：６名

受入先：川崎市役所（神奈川県）

配属先：各区役所区民課
業務内容：窓口･フロア業務

＜事例４＞　旅行会社 ⇒ 自治体

送出企業：(株)阪急交通社（大阪府）

※東日本営業部からの出向

出向期間：１０か月
出向人数：１０名

受入先：埼玉県庁

配属先：保険医療部感染症対策課
業務内容：新型コロナウイルス感染症対策に関する事務
（宿泊療養施設の運営業務等）
勤務場所：埼玉県庁

（２）マッチング成立実績②

- **<u>製造業同士の在籍型出向</u>**も２件成立。

＜事例５＞　製造業 ⇒ 製造業

送出企業：製造業（栃木県）
（従業員：50名程度）

出向期間：３か月
出向人数：５名

受入企業：製造業（東京都）
（従業員：12,000名程度）

受入職種：技能工（組立工）

＜事例６＞　製造業 ⇒ 製造業

送出企業：製造業

出向期間：１年
出向人数：１名

受入企業：製造業（静岡県）
（従業員：200名程度）

受入職種：生産管理

（２）マッチング成立実績③

- **サービス業から小売業（店舗販売）への送出**も成立。

＜事例７＞　サービス業 ⇒ 小売業

送出企業：サービス業（大阪府）
（従業員：1,200名程度）

出向期間：２か月
出向人数：３２名

受入企業：小売業（神奈川県）
（従業員：11,000名程度）

受入職種：店舗販売関連業務

（３）令和3年度「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトについて

- 支援の流れ

①送出・受入希望企業がポータルサイトに登録申込み。
※受入企業情報をポータルサイトに掲載（希望者のみ）

②登録のあった情報を所管地域の産業雇用安定センター等に自動転送。

③情報提供のあった産業雇用安定センターがマッチング支援を実施。

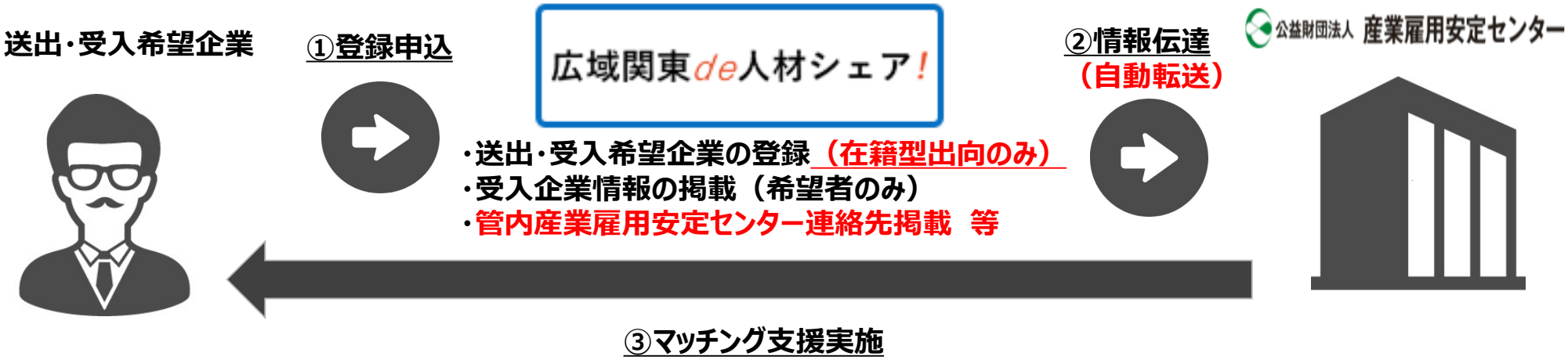

協議会構成員の皆様へのお願い

県内企業の皆様に対する「広域関東de人材シェア！」ポータルサイトの周知をお願いいたします。

2．人材確保等への投資促進を図る税制措置

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の**経営改革の実現**のため、**新卒・中途採用による外部人材の獲得**や**人材育成への投資**を促進する制度とした上で、延長する。

改正概要

＜赤字が主な改正箇所＞

旧制度
（中堅・大企業向け賃上げ税制）

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額
が前年度より**３％**以上増加

かつ

【通常要件②】
国内設備投資額
が減価償却費の95%以上

【措置内容】
✓ **雇用者給与等支給額の増加額**の**15%**
を税額控除

【上乗せ要件】
教育訓練費
が**過去２年度平均**より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**５％上乗せ**

（控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

現行制度（令和3年4月１日～令和5年3月31日）
（人材確保等促進税制）

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）**給与等支給額**
が前年度より**２％**以上増加

【措置内容】
✓ **新規雇用者給与等支給額**（※）の**15%**
を税額控除

※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
が**前年度**より20%以上増加

【措置内容】
✓ 控除率を**５％上乗せ**

（控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

《資料５》

在籍型出向に係る
今後の連携のあり方

在籍型出向に係る連携・支援スキーム（案）

送出企業･受入企業のマッチング

産業雇用安定助成金の利用

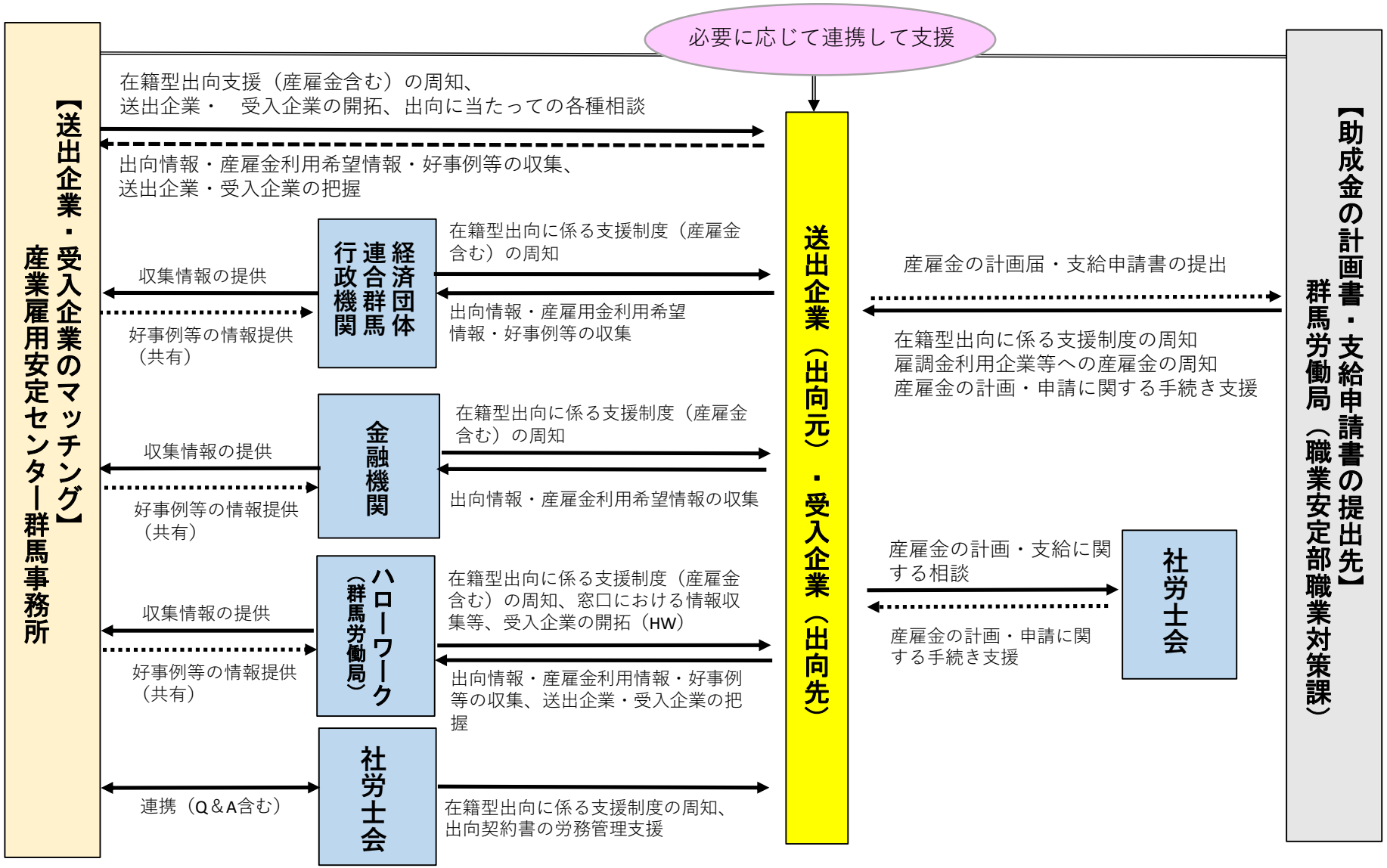

注意：各機関・団体による産雇センターへの情報収集の提供に当たっては、企業の了解を得ることが前提

在籍型出向に係る連携・支援スキーム（案）

送出企業･受入企業のマッチング

産業雇用安定助成金の利用

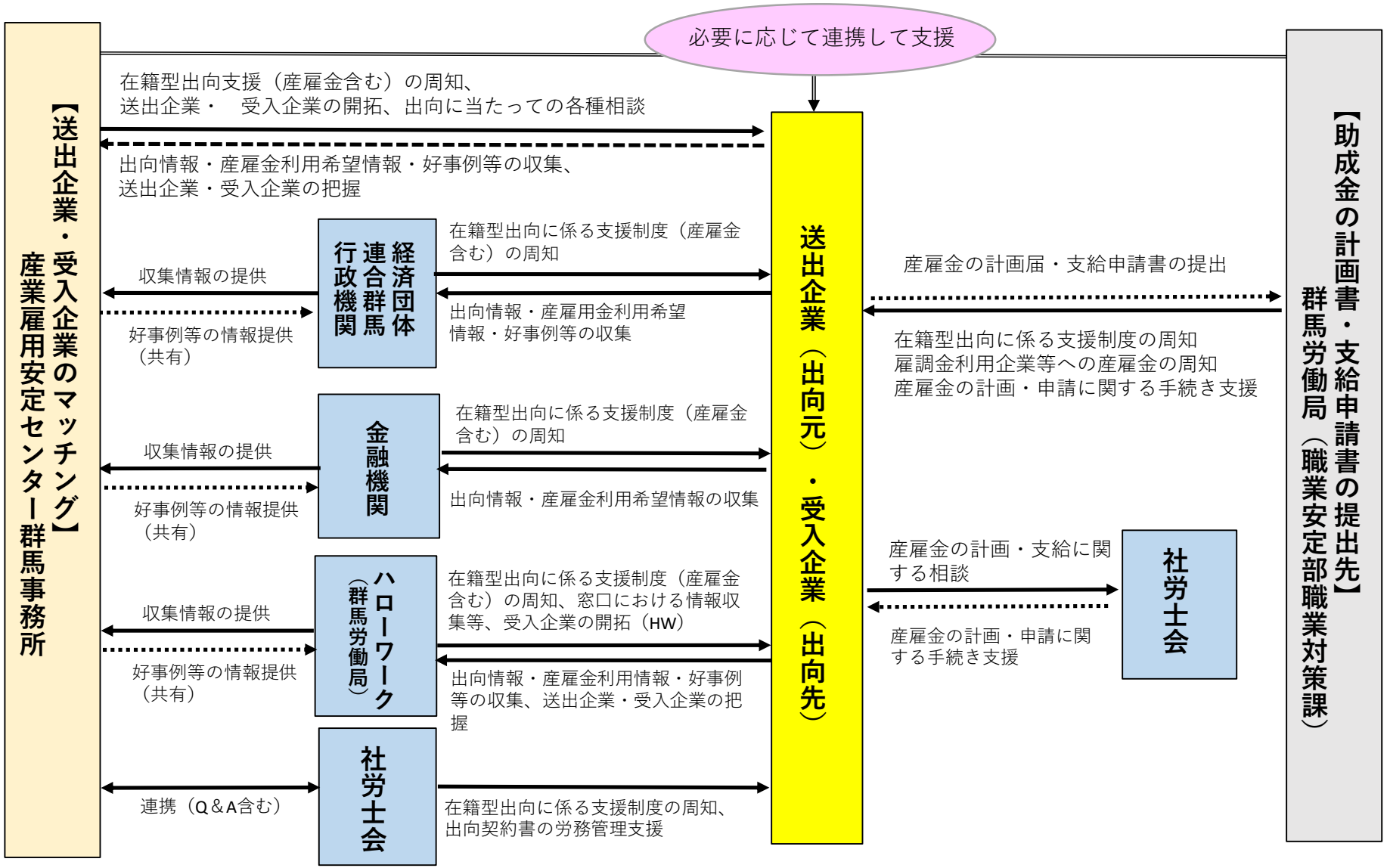

注意：各機関・団体による産雇センターへの情報収集の提供に当たっては、企業の了解を得ることが前提

【提出先】産業雇用安定センター群馬事務所
E-mail：ma2-kato@sangyokoyo.or.jp

在籍型出向送出情報統一シート（案）

※は、必須項目です。

※ 提出日		※ 提供元	
※ 企業名			
※ 所在地			
※ 業種		従業員数	人
※ 担当者			
※ 電話番号			
E-mail			

※ 出向送出理由			
※ 送出希望職種		※ 送出人数	人
※ 就業場所			
就業時間 ・ 休憩時間	～ ～ ～ 休憩　～		
※ 送出期間	～		
送出希望賃金（総月額）			
今回の情報についての企業等への情報公開の可否			
企業確認において受入NG企業、業種の有無			
その他コメント等			

※　情報漏洩防止のため、送信先（ma2-kato@sangyokoyo.or.jp）の確認ほか、パスワード付与の上、メール送信願います。

【提出先】産業雇用安定センター群馬事務所
E-mail：ma2-kato@sangyokoyo.or.jp

在籍型出向受入情報統一シート（案）

※は、必須項目です。

※ 提出日		※ 提出元	
※ 企　業　名			
※ 所　在　地			
※ 業　種		従　業　員　数	人
※ 担　当　者			
※ 電　話　番　号			
E-mail			

※ 出向受入理由			
※ 受入希望職種		※ 受　入　人　数	人
※ 就　業　場　所			
就　業　時　間 ・ 休　憩　時　間	～ ～ ～ 休憩　～		
※ 受　入　時　期		※ 受入期間	～
受入希望賃金（総月額）		社宅（宿泊施設）の有無	
今回の情報についての企業等への情報公開の可否			
企業確認において受入NG企業、業種の有無			
その他コメント等			

※　情報漏洩防止のため、送信先（ma2-kato@sangyokoyo.or.jp）の確認ほか、パスワード付与の上、メール送信願います。